

生活支援サービス契約書

医療法人社団 容生会（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、賃貸借（高齢者向住宅）の目的である建物「ようせいメディカルコート」における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかることができるよう、生活支援サービスを提供することを約し、乙は、生活支援サービスの対価として第4条のサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条（生活支援サービスの内容）

甲が乙に提供する生活支援サービスは、基本サービスとオプションサービスがあり、そのサービス内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）に記載します。

第3条（サービス提供の記録）

- 1 甲は、乙の希望により提供する生活支援サービスのオプションサービスについては、サービス終了時に、乙から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 甲は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条（サービス料金等）

- 1 基本サービス料金は、月額金20,900円（税込）とし、サービス利用の開始日または、終了日が月途中にある場合、または月途中で解約した場合、月の途中に入院等により不在日がある場合は、1か月を30日として日割計算した額とします。
- 2 オプションサービスの料金については、別紙に記載した料金を基に当月利用分を末日に計算し、翌月の20日までに請求します。

第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条（サービス料金の支払）

- 1 第4条の料金については、当月利用分を末日に計算し、翌月の20日までに請求します。乙は、毎月27日までに甲へ銀行自動引き落とし・郵便自動払いもしくは銀行振り込みの方法で支払います。ただし、27日が銀行の休業日にあたる場合は翌営業日に引き落としを行います。
- 2 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

第7条(連帯保証人)

連帯保証人は、本契約に基づき、乙が甲に対して負担する第4条既定のサービス料金債務、損害賠償債務その他一切の債務について、極度額 3,780,000 円の範囲で乙と連帯して保証します。

第8条(身元引受人)

身元引受人は、契約終了後の乙の身元の引き受け及び残置物の引き取り義務を負うものとします。

第9条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約成立の日から3年とする。ただし、事由の如何を問わず「ようせいメデイカルコート」における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。

第10条(事業者からの契約解除)

- 1 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
 - ①一定の観察期間をおくこと。
 - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③契約解除の通告について 30 日の予告期間をおくこと。
 - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を2か月以上滞納した場合において乙に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することがあります。

第11条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、30 日の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第12条(自動解除)

乙が亡くなられた場合、本契約は自動解除となります。

第13条(秘密保持)

- 1 甲および甲の使用する者は、サービス提供する上で知り得た乙および乙の家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了も同様です。
- 2 甲は乙から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、乙の個人情報を用いませぬ。

- 3 甲は乙の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、乙の家族の個人情報を用いません。
- 4 甲は、個人情報の取り扱いにおいて職員退職後も同様となります。

第14条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第15条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第16条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第17条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第18条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条(専属的合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙、法定代理人又は署名代行者、連帯保証人、身元引受人が記名または署名押印し、甲乙が各 1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

(甲)事業者

<住所>東京都足立区南花畑 5-17-1

<氏名>医療法人社団 容生会 理事長 増田 勝彦 印

(乙)入居者

<住所>

<氏名> 印

法定代理人

又は

署名代行者

<住所>

<氏名> 実印

連帯保証人

<住所>

<氏名> 実印

<極度額> 3,780,000 円

身元引受人

<住所>

<氏名> 実印